

令和7年度 第2回 木更津市男女共同参画推進委員会 会議録

開催日時：令和7年12月17日（水）午後1時30分から2時15分

開催場所：木更津市役所 朝日庁舎 会議室B

出席者：（委員）佐伯康子、前沢祐子、高田旭祥、岩野志穂、佐藤由江、山本恵、
森田恵奈、天野茂実、小林晶子、廣橋美帆、若林紀子（敬称略）
（木更津市）鈴木市民協働部長、兵藤地域共生推進課長、
江澤係長、前沢主任主事、小泉主任主事

議題及び公開又は非公開の別：

第5次木更津市男女共同参画計画事業に係るヒアリング結果について【公開】

傍聴人：なし

1 開会

（事務局：江澤係長）

それではただ今より、令和7年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

本日の出席委員数は13名中、11名であり、附属機関設置条例第6条第2項に規定されている半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたします。

なお、生田委員、木下委員につきましては、本日欠席となります。

また、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条及び第9条の規定により、会議は公開で行い、会議記録及び会議資料を公開するため、会議を録音させていただきますのでご了承ください。

なお、本日の傍聴希望者はおりませんのでご報告いたします。

2 部長あいさつ

（事務局：江澤係長）

それでは、開会にあたりまして市民協働部長の鈴木からご挨拶させていただきます。鈴木部長 お願いいたします。

（事務局：鈴木部長）

皆様、こんにちは。市民協働部長の鈴木でございます。

本日は、お忙しい中、令和7年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会にご出席をいただきまして、誠に感謝申し上げます。

現在 国では、第6次男女共同参画基本計画の年度内策定に向け、協議されているところでございます。

また、千葉県におきましても、年度内の次期計画の策定に向け、12月26日までを期限とする、「第6次千葉県男女共同参画計画（原案）」に関する意見公募が行われております。

県の原案では、基本目標に「働く場における女性活躍の推進」が新たに設けられ、これまで以上に女性の活躍が重視された計画となっております。

さらに、本市におきましては、令和８年度末に 現在の第５次計画の期間が終了いたします。次期計画の策定にあたりましては、女性活躍はもちろん、前回の委員会でご指摘いただきました、男性が抱える課題につきましても 検討の必要性を感じております。

本日の会議では、次期計画策定に向けた、第５次の計画事業に係るヒアリング結果について事務局から説明がありますので、委員の皆さまには、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３ 議事 第５次木更津市男女共同参画計画事業に係るヒアリング結果について

（事務局：江澤係長）

それでは、議事に入りたいと思います。

本委員会の議長ですが、附属機関設置条例第６条第１項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、佐伯委員長にお願いしたいと思います。

佐伯委員長、よろしくお願いいたします。

（佐伯委員長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑に会を進められるよう努めますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事の「第５次木更津市男女共同参画計画事業に係るヒアリング結果について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：前沢）

地域共生推進課の前沢です。私から、議題について、ご説明させていただきます。

先ほど、江澤からも説明がありましたが、昨年までの本委員会において、現在の８８事業の中には、男女共同参画と関連性が低いものや類似した事業があることから、真に男女共同参画につながる事業が見えづらくなっている、とのご指摘がありました。

また、県の男女共同参画推進懇話会においても、本市同様、男女共同参画との関連性の高いものを選定するよう、意見がありました。

改めてとなりますが、「男女共同参画の形成」とは、男女共同参画基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。

以上を踏まえまして、本市の次期計画事業作成にあたりましては、「男女が対等に社会に参画する機会」が男女の性差により疎外されている場合や、その他、男女の性差による課題がある場合に、当該課題を解決するための事業であるか、という視点で、８月以降、庁内の所管部署と現在の第５次計画事業について、ヒアリングを実施してまいりました。

なお、「男女の性差」と表現をしておりますが、性的マイノリティの方々も含んでおりますので、補足させていただきます。

それでは、ヒアリング結果につきましては、「資料１_第５次男女共同参画計画 庁内ヒアリング結果表」をご覧ください。

ヒアリングの内容といたしましては、まず、各事業において「男女共同参画社会実現に大きな課題があるか」、「男女共同参画社会に直接的に寄与があるか」、「本市の他の計画において同様な事業があるか」等、8つの評価項目を最大24点で点数付けを行いました。点数が高いほど「男女共同参画の形成」への有効性や関連性が高く、男女の性差による課題解決に寄与すること表しています。

以上を踏まえ、各事業の現状や男女の性差による課題の有無などを聞きとり、今後の事業の方向性を「継続」、「統合」、「廃止」に区分いたしました。

それでは、ヒアリング結果を4点ほど、ご説明させていただきます。

1点目ですが、事業No1とNo12をご覧ください。それぞれ、点数は12点となっております。両事業は、ともにテレワークの利用促進事業でございますが、テレワーク促進の主な目的は、男女の性差による課題解決ではなく、多様な働き方の促進であり、男女の性差の課題解決の事業ではないのではないか、との意見がありました。しかしながら、テレワーク利用により、育児、介護を担いがちな女性が働きやすい環境づくりを整備することは、社会参画に繋がるため、その様な環境整備の点で類似した事業である、育休の取得促進事業のNo2へ、No1とNo12を統合すべき、とのヒアリング結果となりました。

2点目ですが、事業No9をご覧ください。点数は20点となっております。令和7年度の実施計画には「全就労妊婦に対して、出産予定日から算出した産前産後休暇取得時期を妊娠届出時の面接にて個別に伝えと共、母性健康管理事項連絡カードについてリーフレットを活用し、周知します。」と記載があります。

一見すると、妊娠から出産までの、利用できる制度や手続きについて情報提供しているだけで、男女の性差により社会参画が疎外さるといった課題解決とは異なる事業かと見えたが、所管部署とヒアリングをする中で、行政もパートナー(男性)の育休取得を推奨しているという事実を周知していることが分かりました。そのことにより、育児を女性だけでなく、男性も担うことで、女性の負担軽減や、仕事復帰にも繋がる事業であることが分かったため、実施計画の記載内容を、男女共同参画に寄与する事業であることが伝わり易く修正することで、継続すべき、とのヒアリング結果となりました。

3点目ですが、No18をご覧ください。点数は13点となっております。本事業は、障がい程度に応じた障害福祉サービスを提供するため、地域生活支援拠点等の登録事業者数の拡充を目指す事業ですが、対象はあくまで障がい者の方であり、男女の性差により利用可否に影響するものではないことから、男女共同参画との関連性が薄いのではないか、との意見がありました。また、本市の計画である「きさらづ障がい者プラン」に本事業が含まれており、市としては、本事業は引き続き実施していくことから、次期計画では、男女共同参画計画事業としては廃止すべき、とのヒアリング結果となりました。

最後、4点目です。No59をご覧ください。点数は12点となっております。本事業は、シルバー人材センターの会員募集を行い、高齢者の社会参画を促進する事業でございますが、対象はあくまで高齢者の方であり、男女の性差により応募や利用が制限されるものではないことから、男女共同参画との関連性が薄いのではないか、との意見がありました。また、本市の計画

である「介護保険事業計画」に本事業が含まれており、市としては、本事業は引き続き実施していくことから、今後の方針としては、男女共同参画計画から廃止すべき、とのヒアリング結果となりました。

以上のように、全８８の事業について、先ほどご説明いたしました、男女の性差による疎外や課題があり、当該課題解決に繋がる事業であるか、という視点で、所管部署とヒアリングを行い、今後の事業の方向性について、「継続」３５事業、「統合」１９事業、「廃止」３４事業、に区分いたしました。

つきましては、本日は、各事業の継続等の区分の可否と合わせまして、先ほどご説明いたしました、事業判断の視点につきましても、委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後でございますが、今回のヒアリング結果をベースといたしまして、今年度策定される、国や県の次期計画、また、本市の現在の計画での指標の達成度などを、踏まえまして、第６次の計画事業を作成してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

（佐伯委員長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、各事業のヒアリング結果に加えまして、事業判断の視点につきましても、ご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

（廣橋委員）

総括表の事業番号がＮｏ９２で終わっていますが、合計事業数は８８とのご説明でしたが、番号の内訳はどうなっていますでしょうか。

（事務局：江澤係長）

総括表のＮｏ４９をご覧ください。これは性的マイノリティの理解のための事業ですけれども、令和５年度の本委員会でも、重複するものがあるとして廃止した経緯があります。

その下のＮｏ５１はパートナーシップの宣誓制度の早期設立事業ですが、すでに設立しており目標を達成したとして削除という形となりました。

同様に、Ｎｏ６９とＮｏ７７も廃止したため、計画策定時の９２事業から計４事業を引いた８８事業となっているものでございます。

（佐伯委員長）

他にご質問はございませんか。

（廣橋委員）

ヒアリングの点数で、継続する事業、廃止する事業の点数のラインや基準は何かあったのでしょうか。

（事務局：江澤係長）

何点以下であれば廃止といった基準は設けいていませんが、各課とヒアリングをする中で、廃止が良いといった意見になった場合、その結果の答え合わせ、という意味合いで点数をつけております。方向性が「廃止」となった事業については、点数を見たらやはり低かった、という結果になっているものが多くございました。ヒアリングによる意見に加え、８つの評価項目に

基づく点数という面からみても不要と考えられる、とわかるように、指標として使わせていただきました。

(佐伯委員長)

他にご質問、ご意見等はございませんか。

(発言なし)

それでは、無いようですので、お諮りいたします。

ただいまの、議事について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成、全員のため、議事については、原案どおり、事業の継続等、また、事業判断の視点について承認いたします。

なお、国の計画が今年度中に策定予定であり、また、3月には、県の次期計画が策定されますので、木更津市の次期計画の参考としていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事については全て終了いたしました。

円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

進行を司会にお渡しいたします。

(事務局：江澤係長)

佐伯委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

本日、ご承認いただきました、事業判断の視点や、継続・統合となりました事業をベースといたしまして、国、県の計画を踏まえ、次期計画の事業を作成してまいりたいと思います。

4 その他

(事務局：江澤係長)

それでは、次第の「4 その他」について、私から3点ご連絡があります。

1点目は、ただいま、佐伯委員長からもお話がありましたとおり、今年度中には、国の次期計画が策定される予定でございます。また、千葉県では、次期計画を来年3月に策定いたします。現在、12月26日(金)までを期間として、意見公募を行っておりますので、ご意見がある方は、ご提出ください。

それでは、県の次期計画原案について、前沢から説明いたします。

(事務局：前沢主任主事)

資料2「千葉県男女共同参画計画第6次計画概要」をご覧ください。

まず、「目指す姿」でありますが、「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」となっております。

次に、基本目標が4項目、施策項目が11項目、そして、施策の基本的な方向が28項目で構成しています。

以上を踏まえまして、資料3「千葉県男女共同参画計画第5次計画」との比較をご覧ください。

まず、第5次計画と第6次計画の体系の目標についてでございます。

第5次計画の目標は「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」となっており、ワーク・ライフ・バランスの普及促進や、子育て・介護への支援等に重点的に取り組んでいました。第6次計画では、先ほど申し上げましたとおり、目指す姿といたしまして「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」となっております。

これは、県が令和6年に施行した多様性尊重条例の理念が反映されているものでございます。計画内容についても、第5次計画よりも「女性の参画・活躍」といった点に重点を置いている印象であり、その他にも、女性だけでなく、男性の参画が少ない分野での活躍の場拡大など、「男女のいずれもが、あらゆる分野に参画する」といった点が重視されております。

次に、基本目標の変更点です。

大きな変更点として、第5次計画では基本目標が全3つであったものが、第6次計画では基本目標2「働く場における女性活躍の推進」が新たに追加され、基本目標が全4つになっております。これは、「生産年齢人口が減少する中、持続的な発展をするためには、更なる女性の活躍が重要であり、特に働く場における女性活躍の一層の推進を図る必要がある」との理由から、第5次計画における基本目標1を細分化し、新たに基本目標として設定したものであり、第5次計画よりも「女性活躍の推進」をより重視していることが分かります。

基本目標1では、施策項目に「あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」が新たに追加されました。これは、第5次計画における基本目標2の基本的な課題「防災・復興における男女共同参画の促進」を整理したものとなっております。施策の基本的な方向には、「女性・男性それぞれの参画が少ない分野における活躍の場の拡大」が新設されており、「目指す姿」に沿った変更がなされています。

基本目標2は、先ほどお伝えしたとおり、第6次計画で新設された目標となります。施策項目は、「働く場における女性への活躍支援」、「誰もが働きやすい職場づくり」となっており、施策の基本的な方向には、第5次の基本目標Ⅰの施策に加え、「ハラスメント対策の促進」が新たに追加されたものとなっております。

基本目標3は、第5次計画の基本目標2から、先ほど申し上げました、防災・復興の内容を除いた施策を踏襲したものとなっております。施策の基本的な方向性としていたしましては、「困難な問題を抱える女性等への支援」、「性差を考慮した健康課題等への支援」が新たに追加され、より具体的な課題解決に向けた目標となっています。

基本目標4は、第5次計画の基本目標Ⅲの「基盤づくり」から、「意識変革」と「基盤整備」の2つの視点になっています。施策項目としていたしましては、「固定的性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するための意識変革の推進」、「子ども・若者に向けた意識啓発」、「推進体制の整備・強化」に整理・新設されているところでございます。

続きまして、評価指標の変更点です。

主な変更点は、「評価指標のほかに総括指標及びモニタリング項目の設定」です。

第5次計画では、全31の評価指標を設定し、毎年度把握・分析を行ってまいりました。第6次計画においては、「目指す姿」に紐づき、男女用同参画社会の実現度を測る2つの総括指標、「基

本目標」に紐づき、計画の進捗度を測る27の評価指標、男女共同参画に関する県内の状況等を把握する39のモニタリング項目を設定しています。

私からの県の第6次計画についての説明は以上となります。

(事務局：江澤係長)

以上のとおりですが、何か質問等ありましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

それでは、他にないようですので、県の次期計画原案の説明は終了させていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

続きまして2点目ですが、各団体における男女共同参画の取組に関する事前アンケートについてです。

事前にいただきましたアンケート結果について、資料5のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

皆様の所属企業等での取り組みといたしましては、女性管理職登用、育休取得、男女問わず優秀な人材の登用、子育て・介護の両立のために、休暇取得する職員への配慮に加え、その仕事をカバーする職員への配慮などの回答がございました。

休暇職員の仕事をカバーする職員への配慮は新たな視点かと思いますので、皆様から頂いたご意見は、次期計画策定に向け、貴重なご意見として反映してまいりたいと考えております。アンケートのご協力、ありがとうございました。

最後に3点目ですが、次回の委員会の開催についてです

既にご案内のとおり、来年、2月18日(水)を予定しております。年度末でお忙しい中とは存じますが、ご出席いただきますよう、お願い申し上げます。正式な案内は別途お送りさせていただきます。

事務局からは以上となりますが、その他、皆様から何かございませんでしょうか。

(発言なし)

それでは、ないようですので、以上で令和7年度第2回木更津市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

委員のみなさま、本日はお忙しい中、ご出席いただき、また、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和7年12月22日

木更津市男女共同参画推進委員会委員長

佐伯 康三